

# 定 款

公益社団法人 Japan Treasure Summit 定款

# 公益社団法人 Japan Treasure Summit 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、公益社団法人 Japan Treasure Summit と称する。

(略称は「J T S」と称する。)

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、学術芸術発展のため様々なプロジェクトの企画、立案ならびに寄付に関わる各種制度の整備をはじめそれらの実施を支える寄付文化・社会的投資文化の醸成、確立目指し、これにより日本の学術芸術文化を世界に発信し、これの更なる発展に寄与することを目的とする。

2 当法人は、前項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- ① 学術芸術に関わる学者その他著名人のプロジェクトマネジメントおよびプロモート業務
- ② イベントの企画、制作、運営および実施
- ③ 情報提供サービス業、情報処理サービス業およびウェブサイトの運営
- ④ 印刷業および出版業
- ⑤ 寄付金に関わるインフラ等の企画、開発および調査
- ⑥ 各種マーケティング業務
- ⑦ 産業財産権、著作権、出版権、著作隣接権等の知的財産権およびその他無体財産権の取得、管理、賃貸借、販売およびその受託ならびに著作権等管理業務
- ⑧ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

3 当法人は前2項の業務を日本全国において行うものとする。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社 員

(社員および会員の資格等)

第5条 当法人は、社員および会員をもって構成する。

社員…当法人の目的に賛同する個人または団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となった者。

会員…当法人の目的を賛助するため入会した個人または団体。

2 社員をもって「公益社団法人および公益財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入社および退社)

第6条 当法人の設立後社員となろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

① 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1ヶ月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

② 当該社員の死亡または解散

③ 除名

④ 総社員の同意

(除名)

第7条 社員がいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

① この定款その他の規則に違反したとき。

② この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

③ その他除名すべき正当な事由があるとき。

(経費の支払義務)

第8条 社員および会員は会費を支払うものとし、その金額は社員総会の決議で定める。本条の会費は、法人法第27条の経費とする。

(入会または退会)

第9条 当法人の会員になろうとする者は、事務局へ当法人所定の入会届を提出しなければならない。

2 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

① 会員本人の退会の申し出

② 死亡（ただし社員総会において認めた場合には永久に名誉会員とする。）

③ 会費の不払い（期限を定めて催告した場合に限る。）

④ 除名

3 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってするものとする。

### 第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(招集)

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により代表理事が招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集

通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第12条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(議決権)

第14条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第16条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の承認があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 理事、代表理事および監事

(役員の員数)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 3名以上
- ② 監事 1名以上2名以内

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

(役員の任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

5 理事または監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(代表理事)

第22条 当法人に代表理事を1名置き、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2 代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(名誉顧問等)

第23条 当法人に名誉会長、名誉総裁、名誉顧問および顧問（以下、名誉顧問等という。）を置くことができる。

2 名誉会長は当法人の代表理事に就任した者かつ当法人の発展に特に寄与した者に名誉会長の称号を付与する。

名誉総裁は当法人の理事に就任した者かつ当法人の発展に特に寄与した者に名誉総裁の称号を付与する。

名誉顧問、顧問は当法人の監事に就任した者かつ当法人の発展に特に寄与した者に名誉顧問、顧問の称号を付与する。

3 名誉会長、名誉総裁、名誉顧問、顧問は理事会に出席して発言することができるが、議決権は有しない。

4 名誉会長、名誉総裁、名誉顧問、顧問は理事会により推戴され、承認された後置くこととなる。その他名誉会長、名誉総裁、名誉顧問、顧問の規定は別に名誉会長、名誉総裁、名誉顧問、顧問の推戴に関する規定により定められる。

(報酬等)

第24条 理事および監事の報酬は無報酬とする。

## 第5章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

(権限)

第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- ① 当法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 代表理事の選定および解職

(種類および開催)

第27条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 代表理事が必要と認めたとき。
- ② 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- ③ 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- ④ 監事から代表理事に招集の請求があったとき。

(招集および議長)

第28条 理事会は代表理事がこれを招集し、その議長となる。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

2 理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 資産および会計

### (基本財産)

第31条 当法人の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会および社員総会の承認を要する。

- 2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

### (事業年度)

第32条 当法人の事業年度は毎年10月1日に始まり翌年の9月30日に終わる。

### (事業計画および収支予算)

第33条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告および決算)

第34条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度末終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
  - ② 事業報告の附属明細書
  - ③ 貸借対照表
  - ④ 損益計算書
  - ⑤ 貸借対照表および損益計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款（を

主たる事務所および従たる事務所に、) 社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- ① 監査報告
- ② 理事および監事の名簿
- ③ 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ④ 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第35条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該毎事業年度の末日における公益目的財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(理事会規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分等)

第39条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本法人は剰余金の分配を行うことができない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消し又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 事務局等

(事務局)

第41条 当法人に、事務局を置く。

(職員の任免)

第42条 事務局職員の任免は、理事会の決議により行う。

## 第9章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第43条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第44条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還手続)

第45条 基金の返還は、定時社員総会において返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事会の決議に従ってする。

## 第10章 附 則

(設立時社員の氏名および住所)

第46条 当法人の設立時社員の氏名および住所は、次のとおりである。

東京都世田谷区北沢三丁目28番16号

設立時社員 小宮山 宏

東京都練馬区富士見台二丁目40番23号

設立時社員 山本泰正

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年9月30日までとする。

(定款に定めのない事項)

第48条 この定款に定めのない事項については、全て法人法その他の法令に従う。

(平成21年10月26日制定)

(平成23年12月14日改定)

(平成26年3月10日改定)

(平成31年4月25日改定)

(令和2年2月10日改定)

(令和6年6月10日改定)